

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本方針は、迅速な意思決定及び業務の執行、透明性及び公平性の確保された適時開示並びに法令遵守の徹底により、株主、顧客、社会、従業員等のステークホルダー各位から信頼される会社を目指すこととあります。

そのための組織体制として、取締役会及び経営会議において、主要な経営課題の早期解決を図るとともに、会計監査人・監査役・内部監査室が協調して三層監査を行うことによる監査体制の強化、内部統制システム及びリスク管理体制の充実を図ることが重要であるとと考えております。

また、当社はコンプライアンス委員会や内部通報制度により、法令違反行為あるいは企業倫理上問題のある行為を早期に把握し解決するよう努めるとともに、適時開示体制については、法令等で義務付けられた範囲に限定することなく、株主をはじめ、従業員や顧客に対しても積極かつ適時に公正な情報開示を行う体制を構築しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2 ④ 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

当社の株主構成を勘案し、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外株主に向けた英文による情報提供が必要と認識しています。

当社は、議決権電子行使プラットフォームへの参加、および招集通知の英訳の当社ホームページ及び東京証券取引所のウェブサイトへの開示について、株主構成等の状況を考慮し検討してまいります。

【補充原則4-2 ① 業績連動報酬、株式報酬の適切な割合の設定】

当社では、取締役の報酬については、平成28年12月21日開催の第28回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額年額5億円以内（うち社外取締役は年額4千万円以内）と決定しております。各取締役の報酬額は、取締役の協議により決定しています。

今後、当社では、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬および自社株報酬制度の導入を検討してまいります。

【補充原則4-10 ① 指名・報酬に関する社外取締役の関与・助言】

当社では、独立社外取締役を2名選任しています。取締役会の過半数には達成していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かし、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。

今後、社外取締役を委員長とする「指名・報酬等諮問委員会」を設置し、業務執行取締役の自己評価を実施する体制を整備し、当委員会にて、慎重かつ十分な協議を行い、その結果を取締役に答申し、取締役会はその答申に基づき審議を行い、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する手続きを確保いたします。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、システム開発業務に精通した取締役と、コンプライアンス、内部統制に関する専門家、コンプライアンス及びリスクマネジメントに精通した弁護士経験者からなる社外取締役で構成されています。

当社の監査役会は、公認会計士、銀行での監査役経験者からなる監査役3名（1名を除き社外監査役）で構成され、そのうち2名は公認会計士として財務・会計に関する豊富な知識を有し、法務に関しても社外取締役との交流会、また社外教育機関を活用し、知見の向上に努めております。

しかしながら、ジェンダーや国際性の面における多様性の観点から、女性および外国国籍の取締役の人財確保に向け積極的な取り組みが当社の課題と認識しており、検討を進めてまいります。

【補充原則4-11 ③ 取締役会全体の実効性の分析・評価】

当社取締役は、各人がその役割・責務を確実に果たすため、多様な知識・経験・能力をもつ者で構成されており、全体としてバランス良く選任しております。また監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を3名以上選任しております。

取締役会の実効性について、年に一度、取締役会の実効性を評価する場を設け、全ての取締役と監査役が、前年度の取締役会における実効性について議論を行い、取締役会独自で自己評価を実施後、その結果の概要をガバナンス報告書で開示するよう検討いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. 政策保有株式】

現在当社が投資目的以外の目的で保有する株式は、保険契約の株式会社化に伴う契約者割当によるもののみに、政策的に保有している株式はありません。

政策保有株式に関しては、①業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性、②その貸借対照表計上額が総資産の5%以下などの条件をすべて満たす範囲で行うことを基本的な方針としております。

同株式の保有、買い増しや処分の要否は、当社の企業価値の向上、また成長に必要なかどうか、他に有効な資金活用はないか等の観点で、個別に判断を行って、毎年取締役会に諮ることとしています。

なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。

また、当社が保有する株式に係る議決権行使にあたっては、当社及び投資先企業の中長期的な企業価値の向上を期待できるかを総合的に判断し、その行使に係る判断を行っております。

[原則1－7. 関連当事者間の取引]

当社は、当社の役員や主要株主などとの取引を行う場合は、かかる取引が会社や株主共同の利益を害することのないように留意し、関連当事者との取引及び取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競争取引及び利益相反取引を取締役会で審議し、取引の必要性和取引条件の妥当性を検証することとしております。

[原則2－6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社の退職金制度は、社員の安定的な資産形成のため、企業型確定拠出年金制度を導入しております。

[原則3－1. 情報開示の充実]

(i) 経営方針や理念を当社ホームページ及び決算説明資料等にて開示しています。

(ii) コーポレートガバナンスの基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しています。

(iii) 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針をコーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書にて開示しています。

(iv) 当社では、経営陣幹部・取締役は、優れた人格・見識・高い倫理観を有し、かつ知識・経験・能力を備えているかの観点で取締役会にて選任・指名を行っております。社外取締役は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準に合致し、企業経営、コーポレートガバナンスなどについての広範な知識と経験を有し、十分な独立性を有する人物を取締役会にて選任・指名致します。

また、経営陣幹部である部門長の選任は、毎年第2四半期に行う人事評価に基づき、マネジメントおよび業績等の評価を踏まえ、管掌役員が取締役会に候補者を選任しております経営陣幹部・取締役、社外取締役について、その基準を満たさない場合には、取締役会で十分な審議を経て解任を行います。

今後、社外取締役を委員長とする「指名・報酬等諮問委員会」を設置し、業務執行取締役の自己評価を実施する体制を整備し、当委員会にて、慎重かつ十分な協議を行い、その結果を取締役会に答申し、取締役会はその答申に基づき審議を行い、より公正性・客観性・適時性・透明性ある手続きを確保いたします。

(v) 新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由を株主総会招集通知にて開示しています。

[補充原則4－1 ① 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示]

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議、各事業分野毎の会議体・管掌役員を設け適切な経営の確立を図っております。

その概要については、当社ホームページや「コーポレートガバナンスに関する報告書」等にて開示しています。取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しております。

経営会議は、社外を含む全役員及び各事業分野の部門長で構成され、取締役会で決定された方針の具体化や複数の事業分野にまたがる課題の対策を協議しており、経営会議の結果は、各部門に報告され、現場の具体的な課題・問題を迅速に察知・対処できる仕組みとしております。

(当社のコーポレートガバナンス体制: <https://www2.cap-net.co.jp/ir/governance.html>)

[原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社では、独立社外取締役の独立性判断基準及び資質について、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。

独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準を満たす候補者を選定しています。

(株主総会招集通知: <https://www2.cap-net.co.jp/ir/meeting.html>)

(有価証券報告書: <https://www2.cap-net.co.jp/ir/securities.html>)

[補充原則4－11 ① 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方]

当社の取締役会は、取締役が7名、監査役は3名の規模で構成しております。社外取締役は2名、監査役は1名を除き社外監査役であります。社外取締役及び社外監査役は、性別を問わず、東証の定める独立性基準に基づき選任を行っています。

また、社外取締役は、コンプライアンス、リスクマネジメント、弁護士等の多様な専門性を、社外監査役は公認会計士、銀行での監査役の経験者等の高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら、健全で持続可能な成長が図れるよう、監督的立場である社外役員の知識・経験のバランスには十分配慮しております。

現在は取締役会出席者10名中4名が、当社が定めた独立性基準を満たす独立社外役員(社外取締役2名、社外監査役2名)であり、取締役会において独立した中立な立場からの意見を踏まえた議論が可能となっています。

[補充原則4－11 ② 取締役・監査役の兼任状況]

社外取締役及び社外監査役の他社での兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

社外取締役は、当社以外の上場会社の社外取締役を兼任していますが、その他取締役は当社以外の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念できる体制となっています。監査役3名のうち2名は、当社以外の上場会社の社外取締役を兼任していますが、常勤監査役は他社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に常時専念できる体制となっています。

(株主総会招集通知: <https://www2.cap-net.co.jp/ir/meeting.html>)

(有価証券報告書: <https://www2.cap-net.co.jp/ir/securities.html>)

[補充原則4－14 ② 取締役・監査役のトレーニングの方針]

当社では、取締役の全員を対象として、外部セミナー受講を推奨しており、法改正等の外部内部の環境の変化に対応するため、研修会を開催する等、トレーニングを実施しております。

[原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針]

当社では、IR担当取締役を選任するとともに、総務人事部をIR担当部署としています。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催するとともに、逐次、アナリストや機関投資家向け会社説明会に加え、ワン・オン・ワンミーティング、スモールミーティングの実施、また個人投資家を対象とした会社説明会の開催や、親しみやすい株主通信の発行など、さまざまな機会を通じてIR活動に積極的に取り組んでいくことを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
合同会社フィンテックマネジメント	444,800	15.43
特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行	340,800	11.94
北山 雅一	249,600	8.75
日本トラストティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	224,900	7.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	168,600	5.91
日本トラストティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	105,200	3.69
野村信託銀行株式会社 (投信口)	94,200	3.30
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	75,600	2.65
洪 竣	45,900	1.61
里見 努	45,900	1.61

支配株主 (親会社を除く) の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

特に御座いません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当御座いません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
名越 秀夫	弁護士								△			
坂本 忠弘	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
名越 秀夫	○	平成21年11月30日から平成28年11月30日まで、当社の顧問契約先でありました、「生田・名越・高橋法律事務所」(現インテックス法律特許事務所) に所属されております。	弁護士としての専門的な知識・経験および経営全般についての幅広い見識から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。当社と名越秀夫氏との間に利害関係はなく、同氏は東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れはないと考えております。

坂本 忠弘	○	----	金融庁監督局等で培った金融行政に関する幅広い見識と豊富な経験を有すると共に、経営に関する知見も豊富なことから、当社の対処すべき課題等に対し、客観的な立場から経営に対し監督を行っていただけるものと判断したためです。なお、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずる恐れはないと考えております。
-------	---	------	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、企業の継続性を前提とした迅速な意思決定及び業務の執行、公正性を期した適時開示並びに法令遵守であります。

そのための組織体制として、毎月1回定例取締役会及び毎月1回経営会議を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。これら会議において、主要な経営課題の早期解決を図るとともに、会計監査人・監査役会・内部監査室が協調して三様監査を行うことによる監査体制の強化、内部統制システム及びリスク管理体制の充実により、株主、顧客、社会、従業員等のステークホルダー各位から信頼される会社を目指し取り組んでおります。

また、当社は、内部監査室（専任者1名）を設置し、内部監査規程に基づき必要な業務監査を実施するなど、内部統制の充実に努めております。監査役監査は、監査役監査規程に基づき取締役会への出席、その他社内の重要会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて、取締役の業務執行を監査しております。

内部監査責任者、監査役及び会計監査人は、必要に応じて意見交換や情報交換を行うなどの連携をとり、効率的な監査を実施するよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
森本 千晶	他の会社の出身者										△			
川上 章夫	公認会計士		△											

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森本 千晶	○	昭和55年4月に近畿相互銀行(現近畿大阪銀行)に入学し、平成29年3月近畿大阪銀行を退任しております。	銀行の常勤監査役を勤め、また同銀行では、営業部門、人事部門での職務経験を積み、経営全般に関する相当程度の知見を有しており、当社社外監査役として適任と判断致しました。
川上 章夫	○	当社設立時の取締役でありましたが、平成8年11月に退任しております。	川上章夫氏は、公認会計士・税理士としての資格を有しており、税務・会計分野に対する豊富な経験と幅広い見識を監査に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、同氏は当社設立時の取締役でありましたが、平成8年11月に退任しており、当社との間に特別の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことから、独立役員としての職務を適切に遂行できると判断したため、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

特に御座いません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の企業価値向上に対する意欲や士気を一層高めるために、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上及び企業価値増大への貢献意識の向上を目的として、社内取締役および従業員にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示を行っておりません。
なお、取締役の年間報酬総額は237,284千円(うち社外取締役の年間報酬6,600千円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、平成28年12月21日開催の第28回定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額年額5億円以内(うち社外取締役分は年額4千万円以内)と決定しております。各取締役の報酬額は、取締役の協議により決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

総務人事部担当者が役員全員に各重要会議体の開催の3日前までに、開催通知および資料の配布を実施しております。また、代表取締役社長が管掌しております、コンサルティング部の活動報告資料を取締役会の7日前に全役員に送付し、取締役会開催までに社外取締役に対し、代表取締役社長から事前説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

■コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本方針は、迅速な意思決定及び業務の執行、透明性及び公平性の確保された適時開示並びに法令遵守の徹底により、株主、顧客、社会、従業員等のステークホルダー各位から信頼される会社を目指すことであります。

そのための組織体制として、取締役会及び経営会議において、主要な経営課題の早期解決を図るとともに、会計監査人・監査役・内部監査室が協調して三様監査を行うことによる監査体制の強化、内部統制システム及びリスク管理体制の充実を図ることが重要であると考えております。

また、コンプライアンス委員会や内部通報制度により、法令違反行為あるいは企業倫理上問題のある行為を早期に把握し解決するよう努めるとともに、適時開示体制については、法令等で義務付けられた範囲に限定することなく、株主をはじめ、従業員や顧客に対しても積極的かつ適時に公正な情報開示を行う体制を構築しております。

■各会議体の役割

[取締役会]

取締役会は、会社法第2条第15号で定める社外取締役1名を含む6名の取締役で構成されており、毎月1回定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、当社経営の意思決定機関として会社法で定められた事項を決議するとともに、経営の基本方針ならびに経営上または業務執行上の重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督します。

[監査役会]

監査役会を構成している監査役3名のうち2名は、会社法第2条第16号で定める社外監査役であります。監査役は、取締役の職務執行を監査しており、取締役会において取締役へ積極的な意見交換を求め、各種議案の判定に際して適切な助言を行なうこと等により、経営の監視機能を高めております。また、監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を行い、監査役全員で協議を行った後、必要な決議を行っております。

[経営会議]

経営会議は、機動的な意思決定と経営情報の円滑な伝達などを行う機関であります。

経営会議は、取締役、監査役に加えて各部門の責任者が出席し、毎月1回開催しております。ただし、必要がある場合は臨時で開催しています。経営会議では、労務管理、納品後のシステムの障害発生状況、情報セキュリティ等の業務遂行に必要な情報の共有を行うとともに、全社共通インフラ(システム)の「基本構造計画および基本運営方針」および「システム・セキュリティポリシー」の決定・変更を行う場合は、審議を行い決議します。

[コンプライアンス委員会]

コンプライアンス委員会は、全社員のコンプライアンス意識の浸透、向上のために必要と判断される事項を選択提示し、全社的なコンプライアンス体制の充実を目的として設置した機関であります。

構成メンバーは、原則として、開発部門、営業部門、内部監査、管理部門を統括する者としており、また、監査役がオブザーバーとして出席しております。

コンプライアンス委員会の開催は原則として月1回とし、必要がある場合は臨時で開催を行うものとしております。

コンプライアンス委員会の主な役割は、早急に対処または改善すべきコンプライアンス上の問題を審議し、必要に応じて関係者に対して改善・是正に係る指示や勧告を行ない、全社的なコンプライアンスの充実を図ることにあります。

当社では、必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を構築しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の会社規模の現状を基に、現在のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

取締役会は、会社法第2条第15号で定める社外取締役1名を含む6名の取締役で構成されており、少人数の構成による迅速な経営判断が可能な体制となっております。

また、当社は監査役会設置会社であります。監査役3名のうち2名は、会社法第2条第16号で定める社外監査役であります。監査役は、当社の業務執行を随時監査しており、取締役会において積極的な意見参加を求めることにより、監視機能を高めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、発送期日の3営業日以上前までに発送するよう、早期発送に努めるものとします。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は、他社の集中日を避けるとともに出席しやすい場所を確保いたします。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成、当社ホームページで公表しております。 (https://www2.cap-net.co.jp/ir/irpolicy.html)	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に複数回、個人投資家説明会を開催する予定です。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算発表時の年2回開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決定および任意の開示資料：決算短信、有価証券報告書、その他開示資料、アナリスト向け決算説明会資料、株主総会関連資料等を掲載しております。 当社ホームページ (https://www2.cap-net.co.jp/)	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部	
その他	IR担当役員および総務人事部によって、アナリストや機関投資家向け会社説明会に加え、個人投資家を対象とした会社説明会の開催や、親しみやすい株主通信の発行など、さまざまな機会を通じてIR活動に積極的に取り組んでいく方針であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするすべてのステークホルダーとの長期的な信頼関係を構築して行くために、関係諸法令等を遵守し、透明、迅速、公平かつ正確な情報開示を行うことが重要であると認識しており、当社ホームページや決算説明会等を通じ、ステークホルダーに対し適時適切に情報を開示します。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムは、平成24年6月28日開催の第23回定時株主総会にて監査役会設置会社へ移行した事にもない、会社法第362条第5項の内部統制システムの整備に関する基本方針を策定し承認されており、各部門の業務が迅速に遂行されるように、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの権限や責任を明確にするとともに、内部牽制機能の確立も図っております。業務の遂行状況については、各部門の責任者が適切に監督を行うとともに、内部監査担当にて業務の遂行状況を確認しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の代表取締役社長である北山雅一は、かねてより反社会的勢力と絶対に付き合わない信念を有しており、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。このような信念の持ち主であることから、折に触れて自ら注意を促しております。

当社における具体的な取り組みとしては、主に属性調査の実施、暴力団排除条項の受領及び研修等の実施が挙げられます。

属性調査につきましては、反社チェック実施要領に従って、株主、特別利害関係者及び取引先（仕入先、外注先、販売先）を対象に、新規取引開始前の調査と年1回の定期的な調査を実施しております。

この調査の結果、本書提出日現在において、当社は、当社が反社会的勢力との関与が認められていないことを確認しております。

また、属性調査以外にも、暴力団排除条項が記載された契約書を全ての継続取引先から受領しており、仮に継続取引先が反社会的勢力に該当していたことが判明した場合でも、当該条項に基づき、取引を解除できるようにしております。

このほか、従業員については、反社会的勢力と関係のない旨の念書の提出や、あるいは、コンプライアンスチェックシートによるセルフチェックを定期的の実施する他、総務人事部部長が大阪府暴力追放推進センターの講習を受講し、不当要求防止責任者講習受講事業所の認定を受けています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

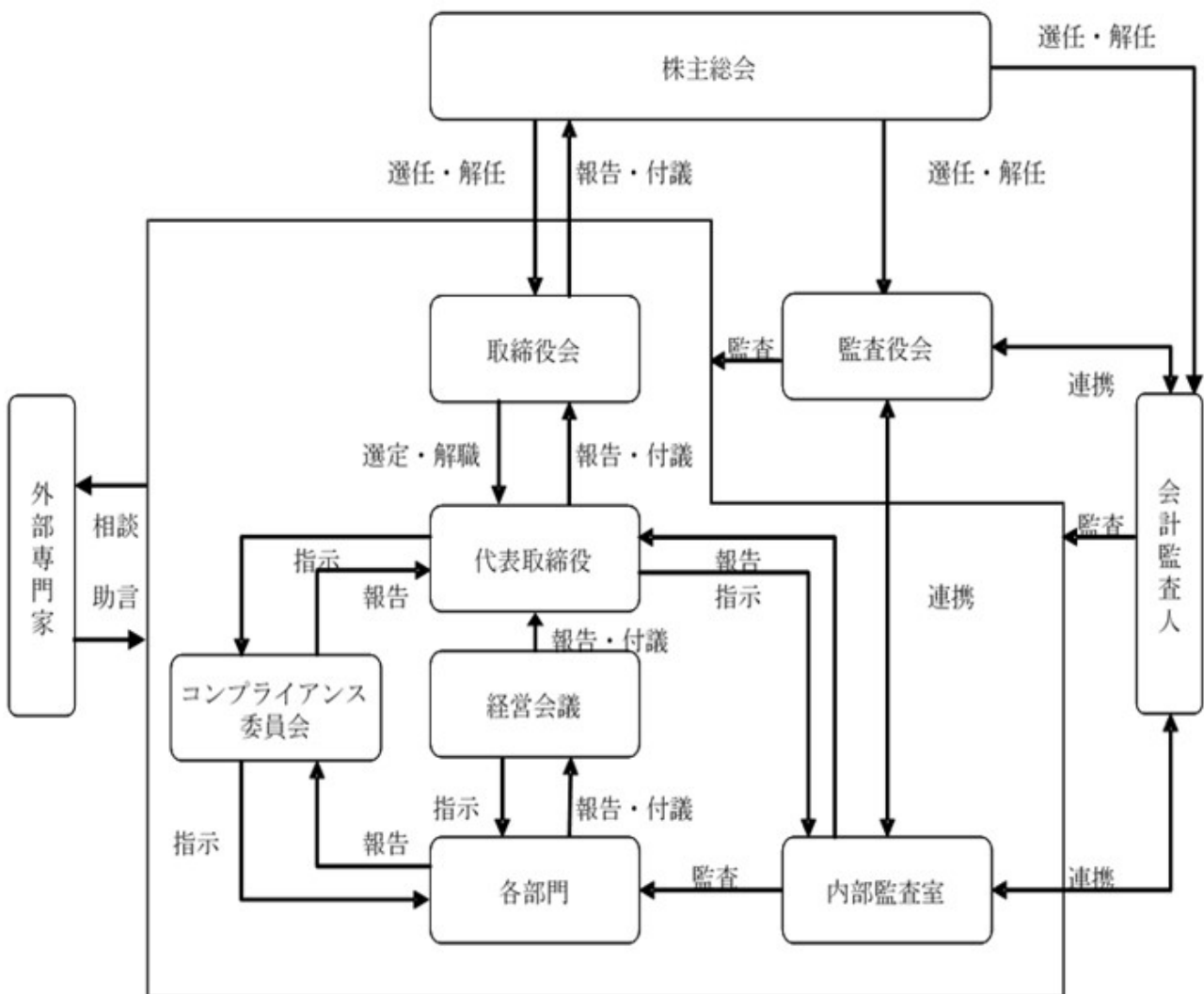
該当項目に関する補足説明

該当事項なし。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレートガバナンス・コードの要件充足のため、将来的に「指名・報酬等諮問委員会」を設置する予定であります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

